12 国土交通省(臨時提案第3回 検討要請回答).xls

管理にド	コー 要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対 する回答	プロ ジェク ト名	管提 理 番 写 写	提案主体名	都道府	制度の 所管・ 関係官 庁
120	ランプターミナル 付近における道 1010 路構造令の設計 速度適用区分の 緩和	-	-	高速自動車国道に本線直結型のスマートインターチェンジを設置する際、設計速度120km/トの区間であっても、ランプタートナル付近の幾何構造基準として、最高速度を設計速度として適用することを可能とする。	東名高速道路に本線直結型のスマートインターチェンジ(以下「スマートIC」と表記)を設置することにより交通利便性の向上を図り、地域の産業活性化及び雇用の拡大を目指す。 当市では阿知和地区で東名高速道路への本線直結型スマートICの設置を検討している。当地区は岡崎ICと豊田JTCのほぼ中間点にあり、都市計画道路岡崎環状線と東名高速道路の交差部に位置しているためアクセス性が高く、費用便益の試算値にも問題が無いためスマートICの設置要件を満たす適地と考えている。しかしながら、東名高速道路は岡崎IC付近より西では設計速度が120kmとなっており、当地区はランプターミナル付近の幾何構造基準の一部を満たすことができないため、設計速度をひとつ下位の100km/hとすることができる特例措置を設けることにより当地区でスマートICの設置を可能とする。また、当地区ではスマートIC計画地の近接地で新工業団地造成計画も進めており、産業活性化及び雇用の拡大への相乗効果が期待できる。なお、新工業団地造成計画は長期間にわたる事業であり、また当地区付近は東名高速道路の渋滞ポイントであるため、中日本高速道路株式会社の意向として、スマートIC設置は新東名高速道路の供用開始により現東名高速道路の通行量に余裕がでる平成26年度以降にしたいとのことである。最高速度との関係仮に本来の設計速度である120kmまで最高速度が引き上げられた場合、岡崎IC付近以東は設計速度が100kmであるため、当地区以東の最高速度を100kmに据え置くことで連続性をもった速度規制を実施し、安全を確保することが可能と考える。	E	_	「ランプターミナル付近の 幾何構造基準の緩和」との 提家を頂いているところで あるが、道路構造」の規定はいている。 の幾何構造」の規定は定 められていない。そのため、現行制度においても、 交通の安全性・円滑性が 確保されれば、設置は可 能である。		000701 0	岡崎市	愛知県	国土 <u>交</u>